

第二百十三條の五第一項中、「第三十五條から第三十七條まで」を、「第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條」に改め、「(第五十條第五項)の下に、「及び第七項、第五十三條第一項(第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)」を加え、「同条第六項及び第七項」を、「及び第六項、同条第七項及び第八項」に改め、「第四十九條第四項」の下に、「及び第五項」を、「第五十九條の六」の下に、「から第五十九條の八まで」を加える。
第二百十三條の七中、「第四十九條第四項」の下に、「及び第五項」を、「第二十三條第六條第一項及び第二項」の下に、「第二十三條第六條の二」を、「第二十五條第三項」の下に、「及び第四項」を加える。
第二百十四條の四及び第二百五條の四中、「第三十五條から第三十七條まで」を、「第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條」に改め、「(第五十條第五項)の下に、「及び第七項、第五十三條第一項(第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)」を加え、「同条第六項及び第七項」を、「及び第六項、同条第七項及び第八項」に改め、「第四十九條第四項」の下に、「及び第五項」を、「第五十九條の六」の下に、「から第五十九條の八まで」を加える。
第四十九條第四項」の下に、「及び第五項」を、「第五十九條の六」の下に、「から第五十九條の八まで」を加える。
(漁業法施行令の一部改正)

第四條 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)の一部を次のように改正する。
第九條及び第二十三條中、「第三十四條の二」の下に、「第三十五條第三項」を、「第五十條第五項」の下に、「及び第七項」を、「第五十五條第五項」の下に、「及び第六項」を加え、「第五十九條の六及び七」を、「第五十九條の六から第五十九條の八まで並びに」に改める。
(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正)

第五條 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第六條中、「第三十五條第二項」の下に、「及び第三項」を加え、「及び第六項」を、「から第七項まで」に改め、「第五十五條第五項」の下に、「及び第六項」を、「第五十九條の六」の下に、「から第五十九條の八まで」を加える。
(市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第六條 市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第十九條中、「第四十九條第四項」の下に、「及び第五項」を、「第二十三條第六條第一項及び第二項」の下に、「第二十三條第六條の二」を、「第二十五條第三項」の下に、「及び第四項」を加える。
第二十二條中、「第五十條(第五項)」の下に、「及び第七項」を、「第五十五條(第五項)」の下に、「及び第六項」を、「第四十九條第四項」の下に、「及び第五項」を加える。
総務大臣 菅 義偉
農林水産大臣 松岡 利勝
内閣総理大臣 安倍 晋三

地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定
都市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。
政令第三百三十八号
地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の指定に関する政令(昭和三十一年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。
「堺市」を、「堺市 新潟市 浜松市」に改める。

御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
(地方税法施行令の一部改正)

第二条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第五十六條の十五中、「新潟市」及び「浜松市」を削る。
(地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部改正)

第三条 地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市の指定に関する政令(平成七年政令第四百八号)の一部を次のように改正する。
「宇都宮市 新潟市」を、「宇都宮市」に、「岐阜市 浜松市」を、「岐阜市」に改める。
(国土形成計画法施行令の一部改正)

第四条 国土形成計画法施行令(平成十八年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。
別表中部圏の項中、「静岡市」を、「静岡市 浜松市」に改め、同表東北圏の項中、「仙台市」を、「仙台市 新潟市」に改める。
総務大臣 菅 義偉
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 安倍 晋三

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十九号
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十三年法律第四号)第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二項から第六項までを削る。

御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

附則第七項中、「平成十三年度から平成十七年度まで」を、「平成十八年度から平成二十一年度まで」に、「附則第七項」を、「附則第二項」に改め、同項を附則第二項とする。
附則
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 平成十八年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(以下、「新令」という。)附則第二項の規定により読み替えて適用される新令第六條第一項中「毎年度、当該年の八月三十一日までに」とあるのは、「平成十八年十一月十五日までに」と、新令第七條中「毎年度、当該年の十月三十一日までに」とあるのは、「平成十八年十一月三十日までに」とする。
総務大臣 菅 義偉
財務大臣 尾身 幸次
内閣総理大臣 安倍 晋三

意匠法等の一部を改正する法律の施行期日
御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百四十号
意匠法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第一條本文の規定に基づき、この政令を制定する。
意匠法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年四月一日とする。
経済産業大臣 甘利 明
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三